

# 第 43 回

## 定時株主総会 招集ご通知

### 日 時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時

### 場 所

神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地  
神奈川県立かながわ労働プラザ 4階  
第5・6会議室

末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株式会社ティン

証券コード：7217



# 株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第43回定時株主総会を来たる6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月10日

代表取締役社長

市野 啓

## 企業理念・経営方針

### ● 企業理念

たゆまぬ研鑽と先端を目指した技術力でドライビングプレジャーを創造し、多様化するお客様のニーズに応え、より豊かな社会に貢献する。

### ● 長期経営ビジョン

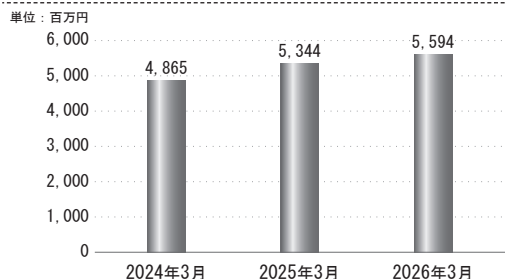
当社グループは、カーアフターマーケット向けサスペンションの専門メーカーとして、「世界戦略に相応した品質、性能、価格の製品を作り上げ、アフターマーケット、プレミアム・リプレースメント市場におけるサスペンション事業の売上高100億円を目指す。」ことを、長期経営ビジョンとして掲げております。

### ● 基本経営方針

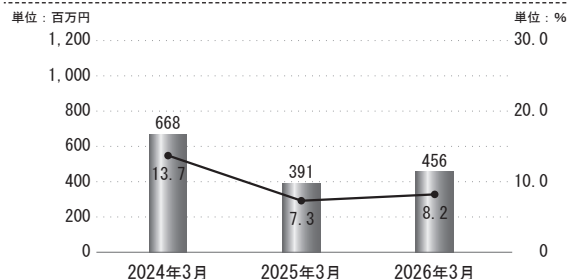
1. ROA重視の経営
2. 「セイフティ、ハイクオリティ、リーズナブルプライス」の商品を製造し、新たな市場を創造する
3. ユーザーの欲するものを、ユーザーの欲するときに、必要なだけ提供する
4. 客観的データに基づいて判断する

## 連結業績ハイライト（2026年3月期）

### 売上高（連結）



### 経常利益（連結）／売上高経常利益率（連結）



(証券コード7217)  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市戸塚区上矢野町3515番4  
**株 式 会 社 テ イ ン**  
代表取締役社長 市 野 諒

## 第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第43回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.tein.co.jp/ir.html>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上で、2026年6月24日（水曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地  
神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 第5・6会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第43期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第43期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役1名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項  
議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での感染症等の流行状況やご自身の体調をお確かめの上、必要に応じてマスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、当社役員及び会場スタッフのマスク着用、アルコール消毒液の設置等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は省エネルギーへの取り組みの一環として、当社役員及び会場スタッフがノーネクタイの軽装（クールビズスタイル）にて実施させていただく予定としております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声掛けください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益力の向上を図り、株主の皆様へ利益還元をすることが経営の最重要課題の一つであると考えております。その上で利益配当については、各期の連結業績、配当性向及び内部留保等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を行うこととする基本方針に基づき、期首の連結株主資本合計の2%に、連結損益計算書における前期の親会社株主に帰属する当期純利益の7.5%と当期の親会社株主に帰属する当期純利益の7.5%の合計を加え、これを自己株式を除く期末発行済株式数で除した額とし、当期の期末配当につきましては1株につき16円とさせていただきたいと存じます。

剰余金の処分に関する事項は次のとおりであります。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株あたり16円とさせていただきたいと存じます。

これにより期末配当金の総額は、156,980,928円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

2026年3月25日付けをもって、取締役芳野直子氏が辞任により退任いたしましたので、新たに取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
伊藤 宣子 (1971年9月19日生)	2000年10月 弁護士登録 2010年4月 みなとみらい法律事務所開設 (共同代表) 2024年2月 コロプラスト株式会社 監査役 (現任) 2026年1月 株式会社ファルテック 社外監査役 (現任) 2026年2月 学校法人サンモール・インターナショナルスクール 監事 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者伊藤宣子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tein.co.jp/investors/irgovernance.html>) に掲載しております。
3. 伊藤宣子氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高い専門性を有しており、当社の経営全般にわたって国際的な視点を含めた法的見地からの的確かつ客観的な指摘や助言をいただくことにより、経営の監督機能の一層の強化が期待されることから、候補者としております。
4. 伊藤宣子氏が社外取締役に就任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 伊藤宣子氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、同氏の戸籍上の氏名は宮森宣子であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役（1名）は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
國澤 絵里 (1977年9月9日生)	2010年8月 弁護士登録 2010年9月 横浜ランドマーク法律事務所 入所 2015年6月 LM総合法律事務所 入所 2020年1月 同所パートナー弁護士 就任 (現任) 2022年6月 当社監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者國澤絵里氏は、社外監査役候補者であります。
3. 國澤絵里氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高い専門性を有しており、当社の経営全般にわたって意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。同氏が社外監査役に選任された場合の役割として、引き続きそれらが期待されることから選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、國澤絵里氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は國澤絵里氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、資材価格や人件費の上昇が続くなか価格転嫁の動きも進み、企業の設備投資が堅調に推移したことから、内需は緩やかな回復基調となりました。一方、海外経済については、米国における関税政策、中国経済の内需低迷、欧州及び中東地域における地政学的リスクの長期化に伴うエネルギー不安などにより、世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。

このような情勢のもと、当社の属するカーアフターマーケットにおいて当社グループは、展示会や試乗会への積極的な参加や適合車種の迅速な展開を通じて、海外市場の開拓と販売力の強化を図るとともに、新規販売網の開拓など営業基盤の底上げに継続的に努めてまいりました。今後の成長が期待されるグローバルマーケットへのブランド浸透に加え、「EnduraPro」シリーズの訴求強化や、市場ニーズの高い「4x4DAMPER」の商品開発にも注力してまいりました。

こうした取り組みのなか、中国地域では経済停滞の影響を受けたものの、日本国内やタイへの販売は前年同期比では概ね好調に推移し、売上高は5,594百万円（前年同期比249百万円、4.7%増）となりました。損益においては、人件費や資材価格の上昇が続いたものの、米国の対中関税政策の影響を踏まえ、米国向け製品の一部について中国工場から日本の本社工場へ生産移管した効果が徐々に顕在化したことにより売上総利益率が改善し、営業利益は334百万円（前年同期比△11百万円、3.4%減）、経常利益は456百万円（前年同期比64百万円、16.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は336百万円（前年同期比89百万円、36.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、顧客から受領する運賃収入の表示方法を営業外収益から売上高に変更しております。前年同期比較については、当該表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を用いて比較しております。

### (2) 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は200百万円であり、その主なものは「工具器具及び備品」であります。

### (3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、全て金融機関からの借入により調達しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、賃金上昇などを背景に消費マインドが回復傾向に向かうことが期待される一方で、原材料費の高止まり、また海外においては、欧州地域及び中東地域における地政学的リスクの長期化や中国経済の成長鈍化の継続、加えて一進一退の激しい米国の関税政策の行方を巡り世界経済の不安定化や不確実性の高まりなど、依然として予断を許さない状況が続くことが想定されます。

当社グループの属するカーアフターマーケットにおきましても同様に、先行きの見通しにくい厳しい状況が続き、とりわけ大きなマーケットである米国における関税政策の動向によっては、当社グループも大きな影響を受ける可能性があると考えられます。

前述の不安定な経営環境が想定されますが、当社グループでは相互に緊密に連携しながら、中長期的な会社の経営戦略に基づき引き続き次の4つの課題に取り組み、売上の拡大に努めてまいり所存であります。

##### ① 高付加価値製品の開発とラインアップの多様化

最先端のモータースポーツフィールドからフィードバックした付加価値の高い製品の開発と市販化による世界各国の様々なユーザーニーズに対応したラインアップの多様化と新たな需要の掘り起こし

##### ② 海外市場の拡大

海外事業部の拡充、海外子会社及び関連会社を活用した積極的なグローバル展開の推進

##### ③ コスト削減の推進

国内外の生産拠点を活用した生産効率の一層の向上と、変化する需要に対応するフレキシビリティを追求した生産体制の整備

##### ④ 品質の向上

耐久性・信頼性評価レベルのさらなる向上と購買品の品質保証体制の強化による世界基準の品質の確立

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第40期 2023年3月期	第41期 2024年3月期	第42期 2025年3月期	第43期 2026年3月期
売上高 (百万円)	5,243	4,865	5,344	5,594
経常利益 (百万円)	660	668	391	456
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	561	468	247	336
1株当たり当期純利益 (円)	54.09	45.13	24.66	33.97
総資産 (百万円)	7,995	8,456	8,049	8,857
純資産 (百万円)	5,805	6,372	6,201	6,734

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。  
3. 当連結会計年度より表示方法の変更を行っており、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値となっております。詳細については、「1. 企業集団の現況に関する事項」をご覧ください。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第40期 2023年3月期	第41期 2024年3月期	第42期 2025年3月期	第43期 2026年3月期
売 上 高 (百万円)	2,861	2,226	2,338	3,037
経 常 利 益 (百万円)	354	489	301	262
当 期 純 利 益 (百万円)	324	345	219	168
1株当たり当期純利益 (円)	31.24	33.28	21.85	16.98
総 資 産 (百万円)	5,644	5,913	5,495	5,747
純 資 産 (百万円)	4,178	4,357	4,188	4,117

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。  
 3. 当連結会計年度より表示方法の変更を行っており、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値となっております。詳細については、「1. 企業集団の現況に関する事項」をご覧ください。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TEIN U.S.A., INC.	千USD 900	% 100.0	当社の自動車部品及び用品の主に米国における販売
TEIN UK LIMITED	千GBP 300	% 100.0	当社の自動車部品及び用品の主に英国における販売
天御遠東国際貿易（北京）有限公司	千CNY 5,000	% 100.0	当社の自動車部品及び用品の主に中国における販売
天御減振器制造（江蘇）有限公司	千CNY 62,008	% 100.0	当社の製品用資材調達の調査・調整、並びに自動車用サスペンションの製造
TEIN AUSTRALIA PTY LTD	千AUD 500	% 100.0	当社の自動車部品及び用品の主にオセアニア地域における販売
TEIN Europe Sp. z o.o.	千PLN 550	% 100.0	当社の自動車部品及び用品の主に欧州の大陸における販売
TEIN Manufacturing (Thailand), Co., Ltd.	千THB 90,000	% 100.0	当社の自動車部品及び用品の主にタイ国における製造

(注) 当事業年度末において、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

- ① 自動車部品及び用品の製造、仕入、販売並びに輸出入
- ② モータースポーツ用車両及び部品の製造、整備、販売、レンタル
- ③ 自動車レース及びラリーの出場受託

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本 社 工 場 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番4

営 業 所 横浜営業所 (神奈川県横浜市)、大阪営業所 (兵庫県伊丹市)、仙台営業所 (宮城県仙台市)

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
398 (63) 名	1名減 (2名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
82 (58) 名	6名減 (3名増)	45.7歳	16.0年

(注) 使用人数は当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	608百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 26,609,000株

(2) 発行済株式の総数 9,811,308株  
(自己株式 188,692株を除く。)

(3) 株主数 2,206名

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社イチノホールディングス	3,664,000株	37.3%
市野 諮	1,375,800株	14.0%
藤本 吉郎	1,041,400株	10.6%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	406,800株	4.1%
大西 康弘	359,400株	3.7%
日本生命保険相互会社	332,800株	3.4%
市野 澄恵	243,000株	2.5%
小島 恵美子	169,800株	1.7%
市野 景	165,000株	1.7%
株式会社日本カストディ銀行	143,000株	1.5%

(注) 持株比率は、自己株式(188,692株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	市 野 諒	
専務取締役	藤 本 吉 郎	営業、国内各営業所担当 TEIN U.S.A., INC. 取締役社長 TEIN UK LIMITED 取締役社長 天御減振器製造(江蘇)有限公司 董事長 TEIN Europe Sp. z o.o. 取締役社長 TEIN Manufacturing(Thailand), Co., Ltd. 取締役社長
専務取締役	古 林 泰	海外特任、生産管理、IR担当 天御遠東国際貿易(北京)有限公司 董事長 TEIN AUSTRALIA PTY LTD 取締役
取締役	武 井 共 夫	市民総合法律事務所 所長
取締役	芳 野 直 子	神奈川地方最低賃金審議会 公益委員 神奈川県消費生活審議会 会長代理
常勤監査役	土 屋 雄 二	
監査役	黒 木 一 郎	
監査役	佐 藤 臣 夫	佐藤臣夫税理士事務所 所長
監査役	國 澤 絵 里	LM総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役武井共夫氏、芳野直子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役土屋雄二氏、黒木一郎氏、佐藤臣夫氏、及び國澤絵里氏は、社外監査役であります。
3. 監査役佐藤臣夫氏は、税理士の資格を有しており、税務及び国際調査等に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役武井共夫氏及び監査役黒木一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 当社は取締役武井共夫氏、芳野直子氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
6. 2026年3月25日をもって、取締役芳野直子氏は辞任により退任いたしました。

#### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役7名116,564千円(うち社外2名 7,770千円)

監査役4名 15,627千円(うち社外4名15,627千円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬は常勤の場合は固定報酬及び退職慰労金、非常勤の場合は固定報酬のみで構成しており、業績連動報酬、非金銭報酬等はありません。
2. 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,425千円(取締役12,737千円、監査役687千円)が含まれております。
3. 監査役の個人別の報酬は株主総会の決議の範囲内で監査役の協議によって定めております。
4. 上記のほか、2025年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し43,561千円支給しております。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額43,561千円が含まれております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第36回定時株主総会において月額1,200万円以内（うち、社外取締役は月額100万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1991年2月25日開催の第7回定時株主総会において月額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 会社従業員の報酬等の算定方法に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬の決定に関する方針は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、役位、職責並びに在任期間などを総合的に勘案し、世間水準及び経営内容に見合った水準であることと合わせて、従業員とのバランスにも配慮し、適切、公正であることを旨としております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であるという観点から、一定の金額を設定することにしております。

以上の方針を含む役員報酬内規を取締役会で決議し、この内規での定めに従い取締役会の委任を受けて、最終的に代表取締役社長の市野諒が取締役の個人別の報酬を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記に基づく検討が行われているため、取締役会も基本的にこの決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長の市野諒に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループ全体の経営状況等を俯瞰しつつ最も熟知しており、総合的に各役員の担当業務を評価し報酬額を決定できると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役武井共夫氏は、市民総合法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役芳野直子氏は、神奈川県最低賃金審議会公益委員及び神奈川県消費生活審議会会長代理を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役佐藤臣夫氏は、佐藤臣夫税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役國澤絵里氏は、LM総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況、及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 武井 共夫	当期に開催された取締役会13回（定時12回 臨時1回）のうち13回に出席いたしました。取締役会においては活発な審議に積極的に参画するとともに、主に弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための重要な発言等を適宜行い経営を適切に監督いただいております、期待される役割を適切に果たしております。
取締役 芳野 直子	当期に開催された取締役会11回（定時10回 臨時1回）のうち10回に出席いたしました。多様性の観点から有益な意見や提言をするとともに、主に弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般にわたって法的な見地からの的確かつ客観的な指摘やアドバイス等を適宜行い経営を適切に監督いただいております、期待される役割を適切に果たしております。
監査役 土屋 雄二	当期に開催された取締役会13回（定時12回 臨時1回）のうち12回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。他の上場企業における常勤監査役としての経験に加え、大手電機メーカーにおける生産管理や経営管理システム等の開発や導入指導等の経験から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査役会においては、議長として適正な議事進行を行うとともに、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 黒木 一郎	当期に開催された取締役会13回（定時12回 臨時1回）のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に神奈川県警察本部警視長等歴任の経験から経営監視全般にわたる客観的な視点で、取締役会の意思決定における妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 佐藤 臣夫	当期に開催された取締役会13回（定時12回 臨時1回）のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に税理士としての専門的知見と東京国税局における国際調査等の豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 國澤 絵里	当期に開催された取締役会13回（定時12回 臨時1回）のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 SCS国際有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,658千円
当会社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	23,658千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行の具体性及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬の額等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社のうちTEIN U.S.A., INC.、天御遠東国際貿易(北京)有限公司、天御減振器製造(江蘇)有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性その他について総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

##### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### (6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、会社法に定める善管注意義務、忠実義務に則り職務を執行する。
- ・社会の一員として遵守すべき事項を定めた企業倫理基準を定め、これを行動規範として職務を遂行する。
- ・社内における法令順守に反する問題や不正行為等の把握に努めるため、内部通報の窓口を設置する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る議事録、稟議決裁書類、その他の文書等の情報については、法令並びに当社の文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体により適切に保存及び管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・経営に重大な影響を与えるリスクに対しては、危機管理規程、個人情報管理規程、その他の関連諸規程に従い管理して損失の早期発見、未然防止あるいは拡大防止に努める。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・効率的な職務執行を確保するため、職務権限規程により取締役と使用人の職務の権限等を定めるほか、取締役会及び経営企画会議を毎月1回の定時又は必要に応じて臨時で開催し、業務執行において共有すべき情報の交換を行う。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、企業理念及び企業倫理基準、並びに金融商品取引法に基づく内部統制、又は情報ネットワーク等をグループ全体で共有し、相互の緊密な連携を図るとともに、海外子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
- ・当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を受ける。

#### ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・経理についての規程を適切に整備・運用し、法令及び会計基準に従って適正な会計処理を行う。
- ・金融商品取引法の定めに従い健全な内部統制環境の保持に努めるとともに、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

#### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役会が監査役の職務を補助する使用人を求めた場合には、監査役会と協議の上で必要な人員を配置する。
- ・監査役の職務を補助する使用人を配置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等に関しては事前に監査役と協議の上で決定する。
- ・当該使用人は、監査役から特段の指揮命令があった場合は、これに従わなければならない。

#### ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループの、取締役及び使用人は、会社の業務や財務に重大な影響を及ぼす事実又はその恐れのある事実、あるいは重大な法令又は定款違反もしくは不正行為の事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告する。

- ・当社グループは、上記の報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。
- ・内部監査室は、監査計画、実施状況、結果等について定期的あるいは随時に監査役に報告する。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・監査役が職務の執行において必要な費用の前払い等の請求をしたときは、その適正性や妥当性に十分留意の上で速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、意見を陳述するほか、経営企画会議その他重要な会議に出席し、意見を陳述することができる。
- ・監査役は、重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類を閲覧及び調査し、必要に応じて取締役又は使用人に対し説明を求めることができる。
- ・代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的あるいは随時に監査役と意見交換を行う。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた体制**

- ・当社グループは企業倫理基準において、「テインに属する全ての者は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、また不当な要求に際しては毅然とした態度で臨む。」と宣言し、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
- ・普段より、管轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図り、反社会的勢力の排除に向けた社会的責任、及び自社防衛の重要性を十分に理解し、これらとの関係を断絶した業務を遂行する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役会を定時12回、臨時1回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営成績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また取締役会議事録、稟議書等は規程に基づき適切に保管し、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。
- ・経営企画会議を監査役も出席して12回開催し、執行業務のうち重要事項について情報の共有化を図るとともに組織的な意思決定を行い、経営に重大な影響を及ぼすリスクの有無、早期発見、未然防止に努めております。また、定期的に海外子会社の現地責任者も出席し、各子会社の重要な職務執行の報告を受け、その確認を行っております。
- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、実施計画に基づき内部監査室がコンプライアンス体制を含む内部統制評価を実施しております。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性の確保を図っております。
- ・より一層のコンプライアンス体制の強化を目的として、前述とは別に社外役員を中心としたコンプライアンス委員会を立ち上げ、各種の細則を整備するとともに研修なども実施しております。

6. **会社の支配に関する基本方針**

特記すべき事項はありません。

**連結貸借対照表**  
(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,633,889</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,342,265</b>
現金及び預金	1,627,406	買掛金	303,322
売掛金	383,986	短期借入金	400,000
商品及び製品	1,654,718	1年内返済予定の長期借入金	79,656
仕掛品	71,407	未払法人税等	67,233
原材料及び貯蔵品	357,416	製品保証引当金	6,941
その他の	538,954	その他の	485,112
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,223,827</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>780,595</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,598,739</b>	長期借入金	129,188
建物及び構築物(純額)	775,256	役員退職慰労引当金	288,594
機械装置及び運搬具(純額)	1,519,450	退職給付に係る負債	306,210
土地	1,070,533	その他の	56,602
その他の	233,499	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,122,861</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>43,772</b>	(純資産の部)	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>581,315</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,654,016</b>
投資有価証券	123,274	資本金	217,556
繰延税金資産	149,691	資本剰余金	215,746
その他の	308,349	利益剰余金	5,294,788
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,857,716</b>	自己株式	△ 74,073
		その他の包括利益累計額	1,080,838
		為替換算調整勘定	1,080,838
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,734,855</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,857,716</b>

## 連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		5,594,277
売 上 原 価		3,405,915
売 上 総 利 益		2,188,361
販売費及び一般管理費		1,854,164
営 業 利 益		334,197
営 業 外 収 益		
為 替 差 益	32,862	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	41,939	
物 品 売 却 益	22,400	
保 険 解 約 返 戻 金	16,250	
そ の 他	22,582	136,035
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,755	
そ の 他	5,068	13,823
経 常 利 益		456,408
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,985	4,985
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	822	822
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		460,571
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	147,939	
法 人 税 等 調 整 額	△ 24,167	123,771
当 期 純 利 益		336,800
親会社株主に帰属する当期純利益		336,800

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	217,556	215,746	5,127,765	△ 4,323	5,556,744
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 169,777		△ 169,777
親会社株主に帰属する当期純利益			336,800		336,800
自 己 株 式 の 取 得				△ 69,750	△ 69,750
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	167,022	△ 69,750	97,272
当 期 末 残 高	217,556	215,746	5,294,788	△ 74,073	5,654,016

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	644,535	644,535	6,201,280
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 169,777
親会社株主に帰属する当期純利益			336,800
自 己 株 式 の 取 得			△ 69,750
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	436,302	436,302	436,302
当 期 変 動 額 合 計	436,302	436,302	533,574
当 期 末 残 高	1,080,838	1,080,838	6,734,855

## 連結注記表

(2026年3月31日現在)

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
  - 連結子会社の状況  
子会社は全て連結しております。
  - 連結子会社の数 8社
  - 連結子会社の名称
    - TEIN U. S. A., INC.
    - TEIN UK LIMITED
    - 天御遠東国際貿易（北京）有限公司
    - 天御減振器製造（江蘇）有限公司
    - 宿遷天野貿易有限公司
    - TEIN AUSTRALIA PTY LTD
    - TEIN Europe Sp. z o.o.
    - TEIN Manufacturing(Thailand), Co., Ltd.
  - 当連結会計年度においてTEIN Manufacturing(Thailand), Co., Ltd. を設立し、連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項
  - 持分法適用関連会社の数 2社
  - 持分法適用関連会社の名称
    - TEIN Sales (Thailand) Co., Ltd.
    - 宿迁永裕機械有限公司
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
  - 連結子会社のうち、以下の会社の決算日は12月31日であります。
    - 天御遠東国際貿易（北京）有限公司
    - 天御減振器製造（江蘇）有限公司
    - 宿遷天野貿易有限公司
  - 連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
  - なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - 棚卸資産
    - 主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産
      - 主として定率法（ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法）
    - ② 無形固定資産
      - 定額法
      - なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
  - (3) 重要な引当金の計上基準
    - 役員退職慰労引当金
      - 役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。
    - 製品保証引当金
      - 販売済みの製品の無償修理費用に備えるため、当社の過去の実績に基づき必要額を計上しております。
  - (4) 退職給付に係る会計処理の方法
    - 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7)収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車用サスペンション製品の開発、製造、販売を主な内容とした事業を展開しております。

このような業務又はサービスの提供を一体の履行義務と識別しております。

これらの履行義務については、自動車用サスペンション製品の販売においては顧客との契約に基づき、顧客が製品の支配を獲得した時点（主として当該製品の引渡時点）で履行義務が充足され、一時点で収益を認識しており、主として1か月以内に対価を受領しています。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から、当該商品又は製品の支配が顧客への移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

## 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前連結会計年度において、連結子会社が計上していた退職給付債務については、重要性が乏しかったため、「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「固定負債」の「退職給付に係る負債」として表示しております。

### (損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」に表示しておりました顧客から受領する運賃収入について、「売上高」へ表示することに変更いたしました。

この変更は、主要な経営活動として位置付け直したことによるものであり、当社の経営活動の実態をより適切に表示することを目的としております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産の評価

(1)当連結会計年度に計上した金額 (単位:千円)

商品及び製品	1,654,718
--------	-----------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回っている棚卸資産の帳簿価額を、正味売却価額まで切り下げる会計処理を適用しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

「棚卸資産」のうち、長期滞留品における正味売却単価は、長期間経過後の販売による回収金額を把握することが困難なことから、過去の販売実績から原価に一定の掛率を乗じた金額が回収できるものと仮定しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

- 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - 担保資産の内容及びその金額  
建物 300,163千円  
土地 1,070,533千円
  - 担保に係る債務の金額  
1年内返済予定の長期借入金 79,656千円  
長期借入金 129,188千円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,079,225千円
- 保証債務  
次の個人について、納税保証を行っております。  
当社専務取締役 藤本吉郎 45,246千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 10,000,000株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
  - 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	169,777	34.00	2025年3月31日	2025年6月27日

- (注1) 1株当たり配当額には、特別配当11円が含まれております。  
(注2) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	156,980	16.00	2026年3月31日	2026年6月26日

- (注1) 1株当たり配当額には、特別配当4円が含まれております。  
(注2) 2025年3月期より配当方針を変更しております。

### 3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,546	182,146	—	188,692

#### (変動事由の概要)

増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 175,600株

株式分割による増加 6,546株

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

## 金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取り組み方針  
当社グループは、業績計画や設備投資計画等に必要な資金を確保しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブはリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針であります。
  - 金融商品の内容及びそのリスク並びにその管理体制  
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を随時把握する体制としております。  
営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内です。  
借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。  
デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項  
連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金 ※	208,844千円	206,780千円	△2,063千円

※ 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金（当座借越）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	—	206,780	—	206,780
負債計	—	206,780	—	206,780

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 686円43銭
- 1株当たり当期純利益 33円97銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2026年4月22日開催の取締役会において決議しましたとおり、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を2026年4月30日付で完了しました。

これにより、2026年3月31日時点で当社が所有する自己株式の全部を消却しております。

1. 消却した株式の種類	当社普通株式
2. 消却した株式の総数	188,692株（消却前の発行済株式総数に対する割合1.88%）
3. 消却後の発行済株式総数	9,811,308株
4. 消却日	2026年4月30日

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	自動車用サスペンションの製造・販売事業(注)
日本	2,016,670
米国	1,100,595
中国	837,338
アジア・オセアニア	1,269,773
その他	369,899
顧客との契約から生じる収益	5,594,277
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,594,277

(注) 当社グループは、自動車用サスペンションの製造・販売事業の単一セグメントであります。

### 2. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債に関する情報は以下のとおりであります。連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」であり契約資産はありません。また、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。

(単位：千円)

	期末残高 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	383,986
契約負債	48,912

#### (2) 履行債務の充足の時期と支払時期の関係並びに契約資産及び契約負債の残高に与える影響

契約資産はありません。履行債務の充足される自動車サスペンション製品に関する対価は、顧客が当該製品を引き渡した時点から概ね1か月以内に受領しております。

契約負債は主に、顧客から受け取った自動車サスペンションの前受対価に関連するものです。なお、契約負債は、当該製品の引渡時に履行債務が充足し、売上高へ短期間で振替がなされます。

#### (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える取引はありません。

なお、個別の契約期間が1年以内と見込まれる取引は実務上の便法を使用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,223,577</b>	<b>流動負債</b>	<b>988,761</b>
現金及び預金	542,312	買掛金	236,762
売掛金	672,308	短期借入金	400,000
商品及び製品	747,134	1年内返済予定の長期借入金	79,656
仕掛品	49,933	未払金	83,295
原材料及び貯蔵品	132,904	未払費用	126,641
前払費用	13,050	未払法人税等	22,844
その他	65,933	前受金	26,940
<b>固定資産</b>	<b>3,524,079</b>	預り金	5,680
<b>有形固定資産</b>	<b>1,451,893</b>	製品保証引当金	6,941
建物	300,163	<b>固定負債</b>	<b>641,304</b>
構築物	4,112	長期借入金	129,188
機械及び装置	37,613	退職給付引当金	173,990
車両及び運搬具	11,271	役員退職慰労引当金	288,526
工具、器具及び備品	23,315	長期預り保証金	49,600
土地	1,070,533	<b>負債合計</b>	<b>1,630,066</b>
建設仮勘定	4,883	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>16,515</b>	株主資本	4,117,589
ソフトウェア	14,913	資本金	217,556
その他	1,601	資本剰余金	215,746
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,055,671</b>	資本準備金	215,746
関係会社株式	698,587	利益剰余金	3,758,361
関係会社出資金	1,102,393	利益準備金	33,884
保険積立金	248,015	その他利益剰余金	3,724,477
その他	6,673	別途積立金	3,000,000
		繰越利益剰余金	724,477
<b>資産合計</b>	<b>5,747,656</b>	<b>自己株式</b>	<b>△ 74,073</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,117,589</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>5,747,656</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,037,900
売 上 原 価		1,920,277
売 上 総 利 益		1,117,623
販売費及び一般管理費		945,255
営 業 利 益		172,368
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,146	
受 取 配 当 金	8,676	
為 替 差 益	41,718	
受 取 手 数 料	2,055	
助 成 金 収 入	600	
そ の 他	37,560	93,757
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,586	
減 価 償 却 費	685	
そ の 他	851	4,123
経 常 利 益		262,001
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,495	4,495
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		266,496
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54,421	
法 人 税 等 調 整 額	43,694	98,115
当 期 純 利 益		168,380

## 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	217,556	215,746	215,746	33,884	3,000,000	725,874	3,759,758	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△ 169,777	△ 169,777	
当 期 純 利 益						168,380	168,380	
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△ 1,397	△ 1,397	
当 期 末 残 高	217,556	215,746	215,746	33,884	3,000,000	724,477	3,758,361	

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△ 4,323	4,188,737	4,188,737
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△ 169,777	△ 169,777
当 期 純 利 益		168,380	168,380
自 己 株 式 の 取 得	△ 69,750	△ 69,750	△ 69,750
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	△ 69,750	△ 71,147	△ 71,147
当 期 末 残 高	△ 74,073	4,117,589	4,117,589

## 個別注記表

(2026年3月31日現在)

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法）

無形固定資産……………定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用……………定額法

#### 3. 引当金の計上基準

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

製品保証引当金……………販売済みの製品の無償修理費用に備えるため、当社の過去の実績に基づき必要額を計上しております。

#### 4. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

##### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

##### (4) ヘッジ有効性評価方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車用サスペンション製品の開発、製造、販売を主な内容とした事業を展開しております。

このような業務又はサービスの提供を一体の履行義務と識別しております。

これらの履行義務については、自動車用サスペンション製品の販売においては顧客との契約に基づき、顧客が製品の支配を獲得した時点（主として当該製品の引渡時点）で履行義務が充足され、一時点で収益を認識しており、主として1か月以内に対価を受領しています。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から、当該商品又は製品の支配が顧客への移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

## 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に表示しておりました顧客から受領する運賃収入について、「売上高」へ表示することに変更すると共に、「営業外収益」にて純額表示しておりました関係会社への消耗品等の販売による収益と原価について、それぞれ「売上高」と「売上原価」として総額表示することに変更いたしました。

この変更は、主要な経営活動として位置付け直したことによるものであり、当社の経営活動の実態をより適切に表示することを目的としております。

## 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度に計上した金額 (単位:千円)

商品及び製品	747,134
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(会計上の見積りに関する注記) 棚卸資産の評価」の内容と同一であります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産の内容及びその金額

建物	300,163千円
土地	1,070,533千円

(2) 担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	79,656千円
長期借入金	129,188千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,523,023千円

3. 保証債務

(1) 次の子会社の金融機関の借入について、債務保証を行っております。

天御減振器製造(江蘇)有限公司 -千円

(2) 次の個人について、納税保証を行っております。

当社専務取締役 藤本吉郎 45,246千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	473,561千円
短期金銭債務	206,383千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,555,099千円
営業費用	2,403,979千円
営業取引以外の取引高	21,205千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 188,692株

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払賞与 18,631千円

役員退職慰労引当金 89,154千円

退職給付引当金 53,762千円

その他 29,650千円

繰延税金資産小計 191,199千円

評価性引当額 △191,199千円

繰延税金資産合計 —

繰延税金資産の純額 —

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TEIN U.S.A., INC.	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任 商標使用許諾契約の締結	当社製品の販売 (注1)	699,545	売掛金	184,106
子会社	TEIN Europe Sp. z o.o.	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任 商標使用許諾契約の締結	当社製品の販売 (注1)	122,139	売掛金	117,552
子会社	天御減振器製造 (江蘇) 有限公司	所有 直接 100%	債務保証 資金の貸付 技術使用契約の締結 役員の兼任	金融機関借入に対する債務保証 (注2)	—	—	—
子会社	宿遷天野貿易有限公司	所有 間接 100%	当社製品の販売 当社製品・部品の仕入 役員の兼任	当社製品・部品の仕入 (注1)	2,341,011	買掛金	184,694
関連会社	TEIN Sales (Thailand) Co.,Ltd.	所有 直接 20%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注1)	443,958	売掛金	81,696

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格などを勘案して決定しております。

(注2) 天御減振器製造 (江蘇) 有限公司の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。  
なお保証料は受け入れておりません。

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	藤本 吉郎	被所有 直接 10.43%	当社専務取締役	債務保証 (注1)	45,246	—	—

(注1) 当社海外事業推進のため海外居住する藤本吉郎の保有する有価証券の出国税猶予の納税保証を行ったものです。なお保証料は受け入れておりません。

### 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 419円67銭
- 1株当たり当期純利益 16円98銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

### 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 (自己株式の消却)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 収益認識に関する注記

連結注記表と同一であります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ティン  
取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 辰 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 井 啓 介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年 5月27日

株式会社ティン  
取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 啓 介  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、会計監査人と共に往査をし、子会社の取締役及び拠点責任者等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. トピックス

第43期において、当社サーバーが外部からのサイバー攻撃（ランサムウェア）を受け、データが暗号化される事案が発生した。当該事案により、一時的に業務停止が生じ、顧客情報の漏洩可能性（現時点で情報漏洩による実被害の報告は無い）も確認された。しかし、速やかな外部専門機関による調査とバックアップからの復旧により、財務報告への重大な影響は軽微であった。会社側は、サーバ、及びPCへのセキュリティツールの導入によるセキュリティ強化対策など再発防止策を講じている。

4. 監査役の異なる監査意見

無し

5. 重要な後発事象

無し

2026年5月27日

株式会社ティン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	土	屋	雄	二	Ⓜ
社外監査役	佐	藤	臣	夫	Ⓜ
社外監査役	黒	木	一	郎	Ⓜ
社外監査役	國	澤	絵	里	Ⓜ

以 上

## 株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月に開催します。

### 基準日

定時株主総会の議決権 3月31日

期末配当金 3月31日

中間配当金 9月30日  
(中間配当金の支払いをおこなう場合)

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
お問合せ先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
(ご照会) ☎0120-782-031

各種手続のお申出先 未払い配当金のお支払い  
・株主名簿管理人にお申出ください。  
住所変更、単元未満株式の買取、配当金受取方法の指定等  
・証券会社をご利用の株主様は、お取引の証券会社へお申出ください。  
・証券会社をご利用でない株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行へお申出ください。

特別口座でのお手続用紙のご請求はインターネットでもお受けいたしております。  
ホームページアドレス  
<https://www.smbj.jp/personal/procedure/agency/>  
(一部の用紙は、お手持ちのプリンターで印刷できます。)

単元株式数 100株

株式取扱手数料 単元未満株式買取手数料  
株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額

公告の方法 電子公告  
下記ホームページに掲載いたします。  
<https://www.tein.co.jp/ir.html>  
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

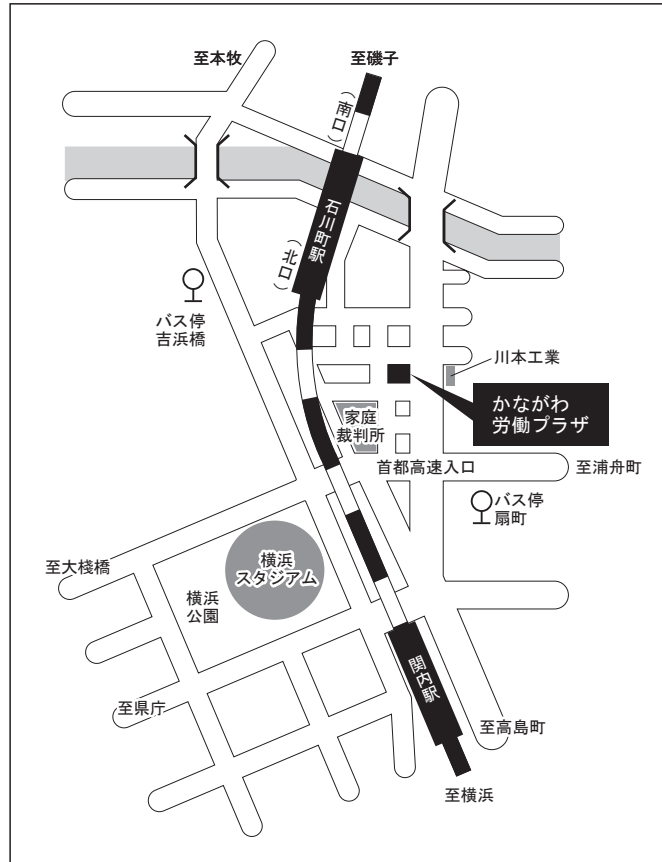
### メールサービスについてのご案内

投資家の皆様の利便性向上を図るため、「情報開示サービス」をおこなっております。  
ご利用方法は、下記当社ホームページでご確認ください。  
[https://www.tein.co.jp/investors/irtekiji\\_touroku.html](https://www.tein.co.jp/investors/irtekiji_touroku.html)



## 株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地  
神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 第5・6会議室



交通 JR根岸線・石川町駅北口から徒歩3分です。

会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。